

公告内容

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本地震 10 年関連事業

東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託

(2) 業務概要

熊本地震の記憶や教訓の風化を防ぎ、防災活動のアップデートのため、区内各地域の方々を語り部として、当時の活動や体験、講じた対策などのつらかった記憶も呼び起こしていただき、それをドキュメンタリーとして当時の映像や体験者の声を記録化するもの。

詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市内（主に東区）

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日

(5) 委託金額の上限

2, 5 6 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税の額含む）

2 担当部局

〒862-8555 熊本市東区東本町 16-30

熊本市東区役所総務企画課

電話 096-367-9121

F A X 096-367-9301

電子メールアドレス higashisoumukikaku@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る参加表明書等を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。

- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成 21 年告示第 199 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件企画提案（コンペ）方式に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去 3 年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて（5）の要件を全て満たす者であること。

4 申請手続等

(1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日（金）から令和 7 年（2025 年）8 月 15 日（金）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 2 の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市ホームページでは、その運用時間内にダウンロードできる。

なお、仕様書等は、令和 7 年（2025 年）8 月 15 日（金）までの間、2 の担当部局で閲覧に供する。

(2) 参加手続き等

本件コンペの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第 1 号） 1 部

(イ) 参加資格審査調書（様式第 2 号） 1 部

イ 提出期限

令和7年（2025年）8月15日（金）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）8月15日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

（ア）持参の場合

2の担当部局

（イ）郵送の場合

〒862-8555 熊本市東区東本町16-30

熊本市長（熊本市東区役所総務企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

（3）参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。

5 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（2）市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6 説明会

説明会等は実施しない。

7 仕様書等に対する質問

（1）仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式第6号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年(2025年)8月1日(金)から令和7年(2025年)8月15日(金)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年(2025年)8月26日(火)までに開始し、令和7年(2025年)9月1日(月)まで

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 コンペに参加する者が1者である場合の措置

参加する者が1者である場合は、再度公告して参加表明書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

9 提案書等の提出

4(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 提案書

- ・企画提案書提出書(様式第3号)
- ・業務の実施体制(様式第4号)
- ・業務実績書(様式第5号)
- ・業務スケジュール(様式自由)
- ・企画提案書(様式自由)
- ・参考見積書(様式自由)

イ 提出期限

令和7年(2025年)9月1日(月)午後5時まで

郵送する場合は、令和7年(2025年)9月1日(月)までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

6部

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8555 熊本市東区東本町 16-30

熊本市長（熊本市東区役所総務企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

1 0 提案書等のヒアリングの実施の有無

(1) 実施日時

令和7年(2025年)9月9日(火)午前中(予定)

※時間については、別途指示するもの。

(2) 実施場所

熊本市東区東本町 16-30

東区役所 1階 101 会議室

(3) プレゼンテーション

提案者1者につき30分程度(提案者による企画案説明、その後審査委員による質疑)を予定。

1 1 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託候補者選定審査会設置要綱」に基づき「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託候補者選定審査会」にて行う。

(2) 審査の基準

「熊本地震10年関連事業 東区ドキュメンタリー「揺れの記憶」制作業務委託(企画提案(コンペ)方式)選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

提案書等を基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、その中から審査会での協議の上、審査委員の多数決で決定する。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1 2 コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称(ただし、提案者が2者であった場合は、

契約候補者の商号又は名称のみ表示)

(2) 提案者(契約候補者のみ商号又は名称を表示)の評価点

1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則(昭和39年規則第7号)第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額(単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。)を提出したとき。

(3) 契約書(案)

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提

案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

(6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。